

1 避難確保計画作成時のフロー

①避難確保計画の作成

古河市ホームページの要配慮者施設避難確保計画の作成支援のページを用意しておりますので、参考にしてください。

【作成の手引き等】

- ・要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊（作成支援編・様式編）
- ・水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

【様式等】

- ・【古河市版】避難確保計画テンプレート
- ・【古河市版】避難確保計画（記入例）

②避難確保計画を古河市へ提出

作成した避難確保計画を市の担当所管課へ提出（報告書1部、避難確保計画2部）
（国及び市のテンプレートを用いた場合は様式1～6を提出）

市から提出された避難確保計画の助言を返送いたします。
（2ヵ月程度を目安としてください。）

③避難確保計画の修正

市からの助言も考慮して、修正等を実施。修正を実施した後は作成時同様に計画（2部）と報告書（1部）を担当課へ提出してください。

2 次年度以降の業務フロー

①避難訓練の実施

避難確保計画に基づき避難訓練の実施。訓練による避難確保計画の修正

②避難訓練及び避難確保計画の点検

指導監査時に訓練の実施状況、避難確保計画の内容点検。

⇒避難確保計画を修正した場合

避難確保計画の修正を実施した場合は、市担当部署へ報告書（1部）と避難確保計画（2部）を提出する。